

大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領

令和5年3月23日

国立大学法人評価委員会決定

1. 概要

<基本的な考え方>

- 大学共同利用機関法人評価においては、各法人が強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築し、機能強化が図られたかという視点が重要である。したがって、法人の多様な役割に応じ、我が国全体を俯瞰し、学術研究全般の研究機能強化を図るという特性を踏まえ、世界最先端の学術研究の推進、異分野融合や新分野の創成の促進、個々の大学の枠を超えた共同利用・共同研究に係る取組状況等について、適切に評価を行う。
- 第4期中期目標期間の業務実績評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行う。具体的には、各法人の自己点検・評価が着実に行われているかを確認するとともに、各法人の中期計画の実施状況等に基づき、各中期目標の達成状況を確認（項目別評価）し、その結果等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、中期目標の達成状況を総合的に記述する（全体の状況）。
- 評価に当たっては、大学共同利用機関法人の基本的な使命である、世界最先端の学術研究の実施、共同利用・共同研究の推進、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、地域活性化への貢献等に十分配慮するとともに、教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意する。

<評価指標の取扱い>

- 中期目標を達成するための全ての中期計画において、達成度を測る評価指標が設定されたことから、当該評価指標の達成状況に重点を置いた評価を行う。なお、各法人の質的向上を促す観点から、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が指定する意欲的な評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合には、ほかの評価指標に掲げられた達成水準を満たした場合よりも高く評価するとともに、意欲的な評価指標の達成水準を満たしていない場合でも、取組に係る進捗を確認した上で評価を行う。

<法人の負担軽減>

- 国立大学法人法第31条の2第2項に基づき提出する国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の様式については、評価作業の負担軽減に配慮するものとする。

2. 実施方法

(1) 各中期目標の達成状況（項目別評価）

① 教育研究の質の向上に関する事項

ア. 大学改革支援・学位授与機構が行う評価

- ・ 教育研究の状況の評価は、その特性に配慮して、国立大学法人法の規定に従い、評価委員会から、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に教育研究の状況についての評価の実施を要請する。
- ・ 「教育研究の質の向上に関する事項」に係る中期目標の達成状況の評価するために必要な評価方法、評価項目、評価基準、評価の裏付けとする基礎資料の内容等は、機構が別に定める。その際、教育研究の特性及び我が国全体を俯瞰し、学術研究全般の研究機能強化を図るという特性を踏まえつつ、法人の多様な役割に応じ、世界最先端の学術研究の推進、異分野融合や新分野の創成の促進、個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究の取組状況等について適正に評価するよう配慮する。
- ・ 教育研究の状況の評価を行う際には、別添1の考え方に基づき、大学共同利用機関法人の教育研究の水準（質の向上の状況を含む）を分析する。
- ・ 各法人が自己点検・評価のために整えた根拠資料・データ等を、大学共同利用機関法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする。
- ・ 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に評価結果案に対する意見申立ての機会を付与する。
- ・ 各法人の自己点検・評価を検証した上で、教育研究の水準（質の向上の状況を含む）の分析結果も踏まえながら、中期目標ごとの達成状況を以下の6段階により評定する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な教育研究等の改善に資する観点から分かりやすく指摘する。

(4年目終了時評価)

評 定
中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある
中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある
中期目標の達成に向けて順調に進んでいる
中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる
中期目標の達成のためには遅れている
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある

(6年目終了時評価)

評 定
中期目標を上回る顕著な成果が得られている
中期目標を上回る成果が得られている

中期目標を達成している
中期目標をおおむね達成している
中期目標の達成状況が不十分である
中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある

イ. 評価委員会による評価

- ・ 機構による各法人の「教育研究の質の向上に関する事項」に係る中期目標の達成状況の評価結果を尊重する。
- ・ 評価は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相対比較するものではないことに十分留意する。

② 業務運営・財務内容等の状況

ア. 法人による自己点検・評価

- i) 国立大学法人法第31条の2第1項第1号に定める評価（以下「4年目終了時評価」という。）
 - ・ 「業務運営の改善及び効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」の項目について、中期計画ごとの実施状況（令和4年度から令和7年度の実績及び令和8年度、令和9年度の見込み）を自己点検・評価する。その際、中期計画に設定された評価指標ごとの達成状況（以下の3段階の記号）を記載する。
- ii) 国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める評価（以下「6年目終了時評価」という。）
 - ・ 「業務運営の改善及び効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」の項目について、中期計画ごとの実施状況（令和4年度から令和9年度）を自己点検・評価する。その際、中期計画に設定された評価指標ごとの達成状況（以下の3段階の記号）を記載する。

（4年目終了時評価）

達成状況	
達成水準を大きく上回ることが見込まれる	（ iii ）
達成水準を満たすことが見込まれる	（ ii ）
達成水準を満たさないことが見込まれる	（ i ）

（６年目終了時評価）

達成状況	
達成水準を大きく上回っている	（ iii ）
達成水準を満たしている	（ ii ）
達成水準を満たしていない	（ i ）

※ 意欲的な評価指標については、達成水準を満たしていない場合でも、取組に係る進捗を踏まえた上で進捗状況を記載する。

- 第４期中期目標期間（令和４年度から令和７年度）の実績報告書及び第４期中期目標期間の実績報告書は効率化の観点から様式を一体のものとする。

イ．評価委員会による検証

- 各法人の中期計画ごとの自己点検・評価を踏まえ、中期計画に設定された評価指標の進捗状況及び優れた実績・成果が認められる取組の有無等について総合的に検証する。なお、法人による評価指標の進捗状況の評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その理由等を付す。
- 上記検証は、原則として、書面審査及びヒアリングを通じて行う。

ウ．評価委員会による評定

- イ．の検証を踏まえ、中期計画ごとの達成状況を以下の５段階により評定する。
- その上で、最終的に各中期目標ごとの達成状況を以下の６段階により評定するとともに、優れた点、改善すべき点を、各法人が自主的に行う業務運営の改善に資する観点から分かりやすく指摘する。
- 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相対比較するものではないことに十分留意する。

< 中期計画の達成状況 >

- 以下の判断基準はあくまで目安であり、個々の評価指標の達成状況だけでなく、中期計画全体としての評価指標の達成状況、取組に係る進捗、各法人の諸事情等も勘案し、総合的に判断する。

（４年目終了時評価）

評 定	判断基準（目安）
中期計画を実施し、特に優れた実績を上げている（Ⅴ）	全ての評価指標が ii 以上であり、中期計画を実施し、評価委員会が特に認める場合
中期計画を実施し、優れた実績を上げている（Ⅳ）	全ての評価指標が ii 以上であり、中期計画を実施し、優れた実績・成果を上げていると判断される場合
中期計画を実施している（Ⅲ）	全ての評価指標が ii 以上であり、中期計画を実施してい

	ると判断される場合
中期計画を十分に実施しているとはいえない（Ⅱ）	1つ以上の評価指標がⅰであり、中期計画を十分に実施しているとはいえないと判断される場合
中期計画の実施が進んでいない（Ⅰ）	1つ以上の評価指標がⅰであり、中期計画の実施が進んでいないと判断される場合

（6年目終了時評価）

評 定	判断基準（目安）
中期計画を実施し、特に優れた実績を上げている（Ⅴ）	全ての評価指標がⅱ以上であり、中期計画を実施し、評価委員会が特に認める場合
中期計画を実施し、優れた実績を上げている（Ⅳ）	全ての評価指標がⅱ以上であり、中期計画を実施し、優れた実績・成果を上げていると判断される場合
中期計画を実施している（Ⅲ）	全ての評価指標がⅱ以上であり、中期計画を実施していると判断される場合
中期計画を十分に実施しているとはいえない（Ⅱ）	1つ以上の評価指標がⅰであり、中期計画を十分に実施しているとはいえないと判断される場合
中期計画の実施が進んでいない（Ⅰ）	1つ以上の評価指標がⅰであり、中期計画の実施が進んでいないと判断される場合

※ 意欲的な評価指標の達成水準を満たした場合は、ほかの評価指標の達成水準を満たした場合よりも高く評価するとともに、達成水準を満たしていない場合でも取組に係る進捗を確認した上で評価を行う。

<中期目標の達成状況>

- ・ 以下の判断基準はあくまで目安であり、取組の実績、各法人の諸事情等も勘案し、総合的に判断する。

（4年目終了時評価）

評 定	判断基準（目安）
中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	全ての中期計画がⅢ以上かつ評価委員会が特に認める場合
中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある	全ての中期計画がⅢ以上かつ計画以上の成果が認められる場合
中期目標の達成に向けて順調に進んでいる	全ての中期計画がⅢ以上
中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる	1つ以上の中期計画がⅡ以下
中期目標の達成のためには遅れている	1つ以上の中期計画がⅡ以下かつ計画どおりの成果が認められない場合

中期目標の達成のためには 重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合
----------------------------	---------------

（６年目終了時評価）

評 定	判断基準（目安）
中期目標を上回る顕著な成果 が得られている	全ての中期計画がⅢ以上かつ評価委員会が特に認める 場合
中期目標を上回る成果が得ら れている	全ての中期計画がⅢ以上かつ計画以上の成果が認めら れる場合
中期目標を達成している	全ての中期計画がⅢ以上
中期目標をおおむね達成して いる	１つ以上の中期計画がⅡ以下
中期目標の達成状況が不十分 である	１つ以上の中期計画がⅡ以下かつ計画どおりの成果が 認められない場合
中期目標を達成しておらず重 大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

（２）全体の状況

- 各中期目標の達成状況の評価結果等を踏まえつつ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体の状況を記述する。
また、各法人が中期目標の前文に掲げている「基本的な目標」に対する具体的な取組状況等も踏まえ記述する。

（３）法人への意見申立て機会の付与

- 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与する。
- 機構が専門的な観点から行う教育研究の状況の評価は、機構において、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与した上で評価結果を決定していることから、意見申立ての対象としない。

（４）評価結果の公表

- 評価結果を決定した後、各法人に通知するとともに、実績報告書と併せて公表する。

３．スケジュール

（１）４年目終了時評価

令和８年

6 月末まで	各法人が「第 4 期中期目標期間の実績報告書」を提出
7 月～ 8 月頃	実績報告書を調査・分析（業務運営・財務内容等）
令和 9 年	
1 月～ 3 月頃	機構が行う教育研究の状況の評価結果案に対する各法人からの意見申立て 機構が行う教育研究の状況の評価結果の決定、評価委員会に提出 評価委員会の評価結果案に対する各法人からの意見申立て
4 月～ 6 月頃	第 4 期中期目標期間（令和 4 年度から令和 7 年度）の業務実績に係る評価結果の決定、各法人に通知・公表

（２） 6 年目終了時評価

令和 10 年	
6 月末まで	各法人が「第 4 期中期目標期間の実績報告書」を提出
7 月～ 8 月頃	実績報告書を調査・分析（業務運営・財務内容等）
令和 11 年	
1 月～ 3 月頃	機構が行う教育研究の状況の評価結果案に対する各法人からの意見申立て 機構が行う教育研究の状況の評価結果の決定、評価委員会に提出 評価委員会の評価結果案に対する各法人からの意見申立て
3 月～ 4 月頃	第 4 期中期目標期間の業務実績に係る評価結果の決定、各法人に通知・公表

4. その他

- ・ 本実施要領は、各法人を取り巻く諸事情等を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行う。
- ・ 評価委員会と各法人とで認識の相違がないよう、中期計画に設定された評価指標のうち可能なものについては、設定の際に基準とした値（基準値）及び目指す水準（目標値）を共通の様式にわかりやすく整理し、評価委員会が評価を実施する際に活用することとする。
- ・ 第 4 期中期目標期間においては、年度評価が廃止され、教育研究の質の向上と業務運営・財務内容等の状況に係る評価を同じタイミングで実施することとなるため、評価委員会と機構にそれぞれ提出する実績報告書の様式等について、可能な限り統一を図るなど、各法人の評価作業の負担軽減に配慮するものとする。

機構が行う教育研究評価における大学共同利用機関法人の教育研究の水準
(質の向上の状況を含む)の評価単位について

I. 基本的な考え方

1. 大学共同利用機関法人については、原則として、法人が設置する大学共同利用機関(国立大学法人法施行規則第1条)とする。
2. 期中に改組を行った場合、4年目終了時評価に際しては、令和7年度末時点の組織を現況分析の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、改組前からの水準を対象とする。

II. 評価単位の決定プロセス

1. 対象組織については、当該法人の意向を聞き、法人ごとに個別に定める。
2. 4年目終了時評価に際しては、令和6年度末時点を目途に対象組織を確定し、機構に示すこととする。